

京都市監査基準の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市監査委員 下 村 明

同 山 岸 隆 行

同 山 添 洋 司

同 河原林 温 朗

京都市監査委員規程第1号

京都市監査基準の一部を改正する規程

京都市監査基準の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第4章 (略)	第1章～第4章 (略)
第5章 監査の実効性の確保 (第19条・第21条)	第5章 監査の実効性の確保 (第19条～第21条)
第6章 雑則 (第21条・第22条)	第6章 雑則 (第22条・第23条)
附則 (基本方針)	附則 (基本方針)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
	<u>3 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。</u>
<u>3～5</u> (略)	<u>4～6</u> (略)
(公表の形式)	(公表の形式)
第17条 <u>法第75条第3項及び第5項, 第199条第9項, 第10項後段, 第11項後段, 第13項, 第14項後段若しくは第15項後段又は第242条第4項後段, 第5項 (法第2</u>	第17条 <u>次に掲げる規定による公表は、京都市条例の公布等に関する条例第6条本文において準用する同条例第2条第2項本文の規定及び同条例第6条ただ</u>

52条の43第5項において読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第9項後段の規定による公表は、監査公表の形式により、京都市条例の公布等に関する条例第6条において準用する同条例第2条第2項に定めるところにより速やかに行うものとする。

(措置に係る通知等の要請)

第20条 (略)

(公営企業管理者等の担任する事務に係る内部統制評価報告書審査)

し書の規定の例により速やかに行うものとする。この場合における公表は、監査公表の形式により行うものとする。

(1) 法第75条第3項

(2) 法第75条第5項

(3) 法第199条第9項

(4) 法第199条第10項後段

(5) 法第199条第11項後段

(6) 法第199条第13項

(7) 法第199条第14項後段

(8) 法第199条第15項後段

(9) 法第242条第4項後段及び第5項

(法第252条の43第5項において読み替えて適用される場合を含む。)

(10) 法第242条第9項後段

(措置に係る通知等の要請)

第20条 (略)

(状況の報告の内容に係る公表)

第21条 監査委員は、前条の規定による状況の報告があったときは、その内容を公表するものとする。

2 第17条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(公営企業管理者等の担任する事務に係る内部統制評価報告書審査)

第21条 (略)

(報告の徴収)

第22条 (略)

第22条 (略)

(報告の徴収)

第23条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(監査事務局)